

消費者基本計画の案の作成方針について

平成16年9月10日
消費者政策会議決定

・作成の趣旨

- (1) 消費者が安全で安心できる消費生活を送ることができる環境を整備するため、「消費者保護基本法」が改正され、今日の経済社会にふさわしいものとして「消費者基本法」が制定された。
- (2) 同法では、消費者政策の計画的な推進を図るため、政府は消費者基本計画(以下「計画」という。)を定める旨が規定されており、消費者政策会議(以下「会議」という。)が計画の案を作成することとなっている。
- (3) 会議は、同法に基づき、以下の方針に則り、計画の案を作成する。

・計画の枠組み

- (1) 消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針として、以下の事項を定める。
 - 計画の基本的な考え方
 - 施策の基本的方向及び具体的施策の内容
 - 計画を推進するために必要な方策
- (2) 計画期間は、平成17年度からの5年間とする。

・ 計画の骨子

1. 計画の基本的な考え方

消費者基本法において定められた消費者政策の基本理念(消費者の権利の尊重、自立の支援等)に則り、消費者政策を計画的・一体的に推進する。

2. 施策の基本的方向及び具体的施策の内容

(1) 安全の確保

【具体的施策の例】

製品回収(リコール)制度の強化

危害・欠陥情報の収集・公表に関する仕組みの充実

リスク分析手法に基づく食品の安全性の確保

(2) 選択の機会の確保

消費者契約の適正化等

【具体的施策の例】

架空請求・不当請求トラブルへの対応

外国為替証拠金取引への法的規制

消費者団体訴訟制度の導入

消費者契約法の見直し

計量・規格の適正化

【具体的施策の例】

高齢者・障害者向けの製品等に関する J I S の整備

広告その他の表示の適正化等

【具体的施策の例】

わかりやすい表示ルール整備の整備・普及

公正自由な競争の促進等

【具体的施策の例】

消費者の適正な選択を歪める行為への対応策強化

(3) 必要な情報の提供

【具体的施策の例】

消費者の自立支援のための啓発活動の推進

(4) 消費者教育の推進

【具体的施策の例】

学校、地域、家庭、職域などの場を通じた生涯にわたる教育・学習機
会の充実

(5) 消費者の意見の反映

【具体的施策の例】

消費者施策への意見の反映
施策策定過程における透明性の確保

(6) 消費者被害の救済

【具体的施策の例】

苦情処理のあっせん等の促進
消費生活相談のための人材の確保及び資質の向上
裁判外紛争解決の促進

(7) 経済社会の変化に応じた対応

高度情報通信社会の進展への対応

【具体的施策の例】

インターネット利用をめぐる消費者トラブルへの対応強化
国際的な連携の確保

【具体的施策の例】

国境を越えた消費者トラブルへの対応強化
環境の保全への配慮

【具体的施策の例】

環境ラベル制度の整備・普及
環境教育の推進

(8) その他

試験・検査等の施設の整備等

【具体的施策の例】

サービスに関する調査研究の充実、結果の公表

国民生活センターの中核的役割

【具体的施策の例】

消費者への情報提供、苦情処理のあっせん等における中核的機能の強化

3. 計画を推進するために必要な方策

- (1) 会議を中心に、計画に盛り込まれた具体的施策を強力に推進する。
- (2) 会議は、毎年、計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況につき、検証、評価、監視を行い、その結果に基づき、計画の必要な見直しを行う。
- (3) 新たな消費者問題の発生に際しては、計画を踏まえつつ、迅速かつ的確な対応を図るため、会議を機動的に開催し、迅速に有効な施策を検討・実施する。

・ 今後の進め方

- (1) 会議は、国民生活審議会の意見を聴取の上、平成 17 年 3 月を目途に計画の案を作成する。
- (2) 計画の案の作成に資するため、内閣府において、国民各層の意見を聴取する。

(参考)

消費者基本法(抄)

(消費者基本計画)

第九条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(意見の反映及び透明性の確保)

第十八条 国は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者政策会議)

第二十七条 内閣府に、消費者政策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、消費者基本計画の案を作成しようとするときは、国民生活審議会の意見を聴かなければならない。

第二十八条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。